特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務全項目）修正の概要

1　特定個人情報保護評価の再実施に伴うパブリックコメントの実施について

「特定個人情報保護評価」（以下「評価」といいます。）とは、特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有する国の行政機関や地方公共団体が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、「特定個人情報保護評価書」（以下「評価書」といいます。）を作成し公表することが義務付けられています。

また、特定個人情報ファイルに対して「重要な変更」が生じる場合は、評価書の内容を修正したうえで公示し、広く市民に意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直し（評価の再実施）を行う必要があります（「重要な変更」の条件については、内閣府の外局である個人情報保護委員会が特定個人情報保護評価指針で定めています。）。

今般、住民基本台帳に関する事務について、重要な変更が生じるため、評価の再実施を行います。これに伴い、公表している「特定個人情報保護評価書」を修正するため、修正案についてパブリックコメントを実施するものです。

2　特定個人情報に対する重要な変更の内容

本市では、住民基本台帳に関する事務について以下の2点の重要な変更を実施する予定です。

(1)令和7年（2025 年）12 月（予定）から市民課業務の一部委託を行うこと

市民課業務の一部委託を実施するに当たり、「重要な変更」の対象となる「特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無」等に変更があります。

(2)令和8年（2026 年）1月（予定）から本市共通基盤システムが更改及びクラウド化されること

各業務システムが管理するデータを統合し、副本として管理する統合データベース機能等を有する共通基盤システムについて、令和8年（2026 年）1月に更改を行い、庁内サーバから国の選定するクラウド環境及びシステムベンダの提供するクラウド環境（※）への移行を行う予定です。

共通基盤システムのうち統合データベースには住民基本台帳データの副本が住民記録システムから連携されるため、特定個人情報の保管場所がクラウド環境へ移行されることとなり、これが「重要な変更」に該当します。

※クラウド環境とは

インターネット等を介して外部のサービスを利用し、社内のシステムなどを運用するシステム環境のことを指します。

3　評価の再実施スケジュール

時期	内容
令和7年（2025 年）6月9日～同年7月8日	市民意見の募集
令和7年（2025 年）8月	吹田市個人情報保護審議会による第三者点検の実施
令和7年（2025 年）9月（予定）	提出された意見に対する市の考え方及び評価書をホームページで公表

4　評価書（住民基本台帳に関する事務全項目）の内容

市民意見を求める評価書の構成は以下のとおりです。

（1）基本事項

評価の対象となる事務の名称及び内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において使用する特定個人情報ファイルの名称及び保有する必要性等について記載しています。

（2）特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルに記録される対象人数・記録される項目・使用者数、特定個人情報ファイルの委託の有無等、特定個人情報保護評価の対象となる事務において取扱う特定個人情報ファイルの概要を記載しています。

（3）特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取扱うプロセス（情報の入手、使用、委託、提供・移転、保管・消去）において想定されるリスクとその対策について記載しています。

（4）その他のリスク対策

（3）に記載するリスク対策以外のリスク対策（監査、職員に対する教育・啓発）について記載しています。

（5）開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・停止・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載しています。

（6）評価実施手続き

市民意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載しています。

（7）巻末　変更箇所

上記（1）～（6）の記載に変更があった場合は、変更日、変更前・変更後の記載内容等について一覧で記載しています。

5　評価書の主な変更内容

(1)市民課業務の一部委託に関して

ア　市民課業務の一部委託に伴うリスク対策等の追加

住民記録業務及び証明書発行業務の一部を委託することに伴い、委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて、リスク対策として、情報保護管理体制の確認及び提供方法、消去方法等について記載を追加しました。

(2)本市共通基盤システムの更改及びクラウド化に関して

ア　共通基盤システムのクラウド環境への移行に伴うリスク対策等の追加

共通基盤システムのサーバ設置場所が庁内からクラウド環境へ移行することに伴い、特定個人情報を含むデータの保管場所が変更となります。データ保管場所の変更に際し、リスク対策として保管方法、消去方法等にクラウド環境の記載を追加しました。